



ひがし やす ゆき 東保幸

議会だより

No.47

2024年12月10日

発行／東 保幸

〒739-1751 広島市安佐北区深川二丁目51-20
電話: 082-843-5403 FAX: 082-841-4870
メールアドレス: y-higashi@mocha.ocn.ne.jp
リンク: <https://higashiyasuyuki.com>

東 保幸



「東 保幸」で検索してください



この議会だよりは地域のこと、子育てや福祉、環境のことなど、今必要なことを提言し、みなさまとっしょに考えていくために発行したものです。出会いとつながりをモットーに活動する県議会議員です。

定例会

物価高騰対策に126億円

緊急事業と将来を見据えた事業

県内経済は「緩やかに回復が続く」ことが期待されていますが、物価の上昇は私たちの暮らしを圧迫しています。事業者においては資材費、燃油費高騰に加えて人材不足が追い打ちをかけており、如実に経済動向に現れています。海外に食料、エネルギーを依存する日本にとって円安による輸入品の高騰、さらには地球規模の気候変

動による不作による影響は避けられず、国内の中小事業者はその差額を価格転嫁できずに苦しんでいます。

23年度に続いて24年度6月定例会、9月定例会そして12月定例会は物価上昇対策が喫緊の課題として県議会でも取り組んでいます。

県が取り組んでいる今年度の物価高騰対策は126億円余、事業は以下の通りです。

1 物価高騰による影響緩和策

- ・LPガス料金高騰対策事業 (19億2300万円)
- ・電力・ガス・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業 (3億円)
- ・特別高圧電気量金高騰対策中小企業支援事業 (7億5100万円)

実施済



2 将来を見据えた構造的課題に取り組む事業者等への支援96億円余

物流の生産性向上等支援事業、新たな価値づくり研究開発支援事業、カーボンニュートラルへ向けた産業支援に取り組んでいます。

その他、人手不足への対応策に86億円余を措置、運輸・交通事業者、建設事業者、医療・介護企業者、農林水産事業者、中小事業者への支援事業を行っています。

決算特別委員会

職員による不適切な事案発生と再発防止

R5年度の決算特別委員会は9月30日に設置され、教育委員会、公安委員会、商工労働委員会、生活福祉委員会、農林委員会、総務委員会、総括審査を行いました。17人の委員で構成され、私が最長老です。



決算特別委員会 (11月25日)
県民の信頼を損ねることがないように再発防止に向けた組織体制の構築を求めました。

の委員で構成され、私が最長老です。

審査においては、県職員、警察官による不適切な事案について発生原因の究明、再発防止策の構築について問いただきました。

警察では、「事実のない出張において、旅費などを不正に受給した事案」について、複数で出張する予定が緊急に1人に変更、当初の出張名簿の通りに旅費支給がされており、不正受給したのではないかと、いわゆる「カラ出張」というものです。商工労働局では、コロナ禍後、県内景気回復に向けて広島県を訪問客の宿泊費を補助する事業「やっぱ広島じゃ割」において予算2億円を1億6000万円オーバーした件、総務局では、ロータリーエンジン車に関わって自動車種別割課税を条例と異なる課税により4340万円の超過課税を徴収したものです。課税・徴税そしてその使途・配分こそは政治であり、税に伴うミスは大きく信頼を損ねるもので、言い訳は通りません。

特別委員会調査

気象庁の地域防災の取組を調査

線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたって同じ場所に停滞することで大雨をもたらします。2014年、広島は多くの犠牲者と共に甚大な被害に遭いました。経験者の一人として事前に雷雨・豪雨の発生予報がないと、夜間ではとても避難できません。

気象庁の担当官に予測精度の向上について質問し、「現状、水蒸気発生や大気の流れが予測不明なため、いつ・どこで・どれくらい継続するか事前にわからない」という答弁でした。それでも線状降水帯の発生確率にかかる情報を提供していくというものです。

続いて、南海トラフ地震臨時情報について説明を聴取。臨時情報は開始されたばかりで聞き慣れないものです。

南海トラフ沿いで発生した異常な現象を観測した場合に気象庁が、M8以上で巨大地震警戒、M7以上で巨大地震注意を発表します。それぞれ



気象庁でヒアリング (11月5日)

の対応は警戒情報では避難完了、注意では地震への備えを再確認するというものです。

撮影禁止のためオペレーション内の写真はありませんが、モニター画面が所狭しと並び50人の職員が常に画面を凝視、小さな変化を見逃さない体制です。

自転車に関する道路交通法の改正

本年11月1日から自転車に関する道路交通法の改正が施行となりました。ながらスマホの禁止、酒気帯び運転及び酒類提供や同乗者に対して罰則が整備されました。中高生、高齢者の事故が多発、とりわけ高校生の登下校時に集中しています。ルールを守り、他人の命を守り、自分の命を守りましょう。

学齢・年齢層別の自転車事故発生状況 (2023年中)

発生時間別 自転車事故件数

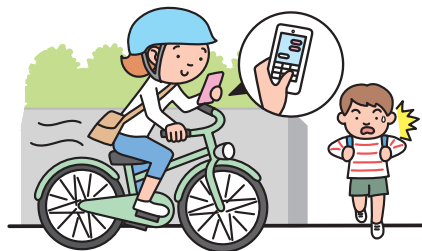
(自転車相互事故の場合は第1当事者の学齢等別)

(件)

区分	中学生	高校生	大学生	高齢者(65歳以上)
0-2	0	0	1	0
2-4	0	0	1	0
4-6	0	1	0	2
6-8	8	26	2	4
8-10	8	53	12	23
10-12	4	5	11	26
12-14	9	12	6	28
14-16	3	10	14	18
16-18	17	30	19	14
18-20	18	18	6	14
20-22	3	5	5	1
22-24	2	4	2	1

出典：広島県警察

運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



地域のすみずみまで光のあたる政治、人の痛みのわかる政治を。

県政に対する
ご意見・ご要望
をお寄せください。